

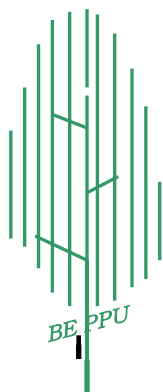
環境経営レポート

令和2年度

(令和2年10月～令和3年9月)



モナコ日本庭園 弊社設計・施工



エコアクション21
認証番号 0003059

株式会社 別府梢風園

令和4年 1月作成

目 次

1. 組織の概要	1
2. 対象範囲	1
3. 環境経営方針	2
4. 環境経営目標	3
5. 環境経営計画	4
6. 環境経営目標の達成状況	5
7. 環境経営計画の実施状況及びその評価	6
8. 環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果 並びに違反、起訴等の有無	7
9. 代表者による全体の取組状況の評価及び見直し 指示の結果	8

1. 組織の概要

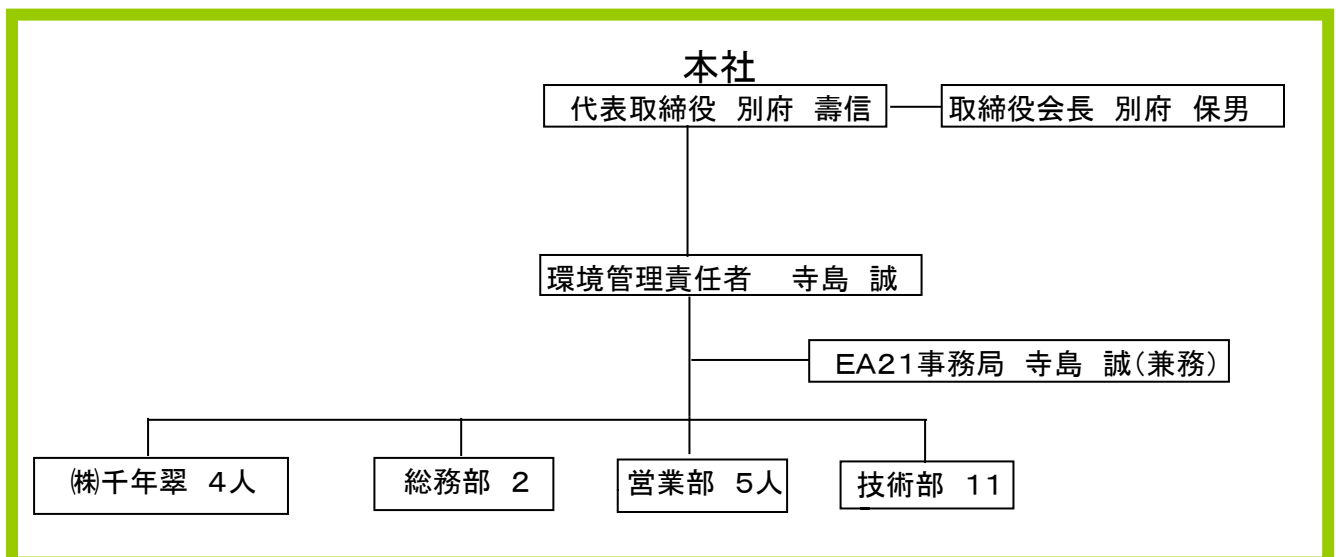
- (1) 企業理念 : **自然とコミュニケーション**
- (2) 事業所名 : 株式会社 別府梢風園
- (3) 代表者名 : 代表取締役 別府 壽信
- (4) 所在地 : 〒813-0025 本社 福岡市東区青葉1丁目6番53号
- (5) 関連会社 : (株)千年翠
- (6) 法人設立年月日 : 1976年6月23日
- (7) 環境管理責任者
及び連絡先 : 寺島 誠
TEL 092-691-0678
FAX 092-691-4554
HP www.shoufuen.co.jp
E-mail info@shofuen.co.jp
- (8) 事業内容 : 土木工事業、石工事業、
とび・土工工事業、舗装工事業、
造園工事業、解体工事業、造園用資材販売、
樹木診断・保護・養生・回復、公園管理
- (9) 事業の規模 : 資本金 85,000千円
役員 9名 従業員12名
売上高 584百万(令和2年度(令和2年10月1日~令和3年9月30日) 実績)



モナコ庭園

2. 対象範囲

- (1) 認証登録の対象組織 : 株式会社 別府梢風園
関連会社 株式会社 千年翠
- (2) 認証登録の対象活動 : 土木工事業、石工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、
解体工事業、造園用資材販売、樹木診断・保護・養生・回復、公園管理
- (3) 対象外事業所 : なし
- (4) 対象期間 : 10月1日 ~ 9月30日



3. 環境経営方針

環境経営方針

株式会社 別府梢風園は、造園・エクステリア工事の設計、施工、管理の事業活動を通じて、「緑あふれる快適な環境創造」と「地球にやさしい環境づくり」をテーマに全社員が事業活動のすべての面で地球環境に影響を与えていることを認識し、行動します。

1. 経営に環境システムを構築し、下記の事項に取り組みます。
 - ① 二酸化炭素排出量の削減
 - ② 廃棄物排出量の削減 建設リサイクルの推進
 - ③ 水使用量の削減
 - ④ 化学物質使用量の削減
 - ⑤ グリーン購入の促進
 - ⑥ 自らが施工・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
2. 緑化を推進する事でヒートアイランド現象の緩和、CO₂削減に寄与し、やすらぎやうるおいのある四季彩づくりを進めます。
3. 環境関連法令と当社が参加した協定等を遵守します。
4. 環境保全活動に対し積極的に参画し社会貢献活動を推進します。
5. 環境活動レポートを作成し、環境取組の活動状況を公表します。

作成日 平成 31 年 4 月 1 日

株式会社 別府梢風園
代表取締役 別府 壽信

改訂日	作成日	承認者	作成者
R2.10.1	R1.10.11	別府	寺島

4. 環境経営目標

令和2年度 環境経営目標

(年度:10月～翌年9月)

環境目標	単位	基準値	単年度目標	中長期目標			
		過去3年間の実績平均値	令和2年度 (R2.10～R3.9)	令和3年度 (R3.10～R4.9)	令和4年度 (R4.10～R5.9)	令和5年度 (2023.10～2024.10)	
事務所	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	16,091	15770以下 (2%減)	15609以下 (3%減)	15448以下 (4%減)	15287以下 (5%減)
	1. 電気使用量削減	kWh	16,048	15727以下 (2%減)	15567以下 (3%減)	15406以下 (4%減)	15246以下 (5%減)
	2. ガソリン使用量削減	ℓ	3,634	3561以下 (2%減)	3525以下 (3%減)	3488以下 (4%減)	3452以下 (5%減)
	3. 都市ガス使用量削減	m ³	6.3	6.17以下 (2%減)	6.11以下 (3%減)	6.05以下 (4%減)	5.99以下 (5%減)
現場	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	48,369	47402以下 (2%減)	46918以下 (3%減)	46434以下 (4%減)	45951以下 (5%減)
	1. ガソリン使用量削減	ℓ	13,393	13125以下 (2%減)	12992以下 (3%減)	12858以下 (4%減)	12724以下 (5%減)
	2. 軽油使用量削減	ℓ	6,624	6492以下 (2%減)	6425以下 (3%減)	6359以下 (4%減)	6293以下 (5%減)
事務所	廃棄物排出量の削減	t	1.11	1.08以下 (2%減)	1.07以下 (3%減)	1.06以下 (4%減)	1.05以下 (5%減)
現場	建設リサイクル推進	%	93	再生資源有効活用	再生資源有効活用	再生資源有効活用	再生資源有効活用
				リサイクル率95%	リサイクル率95%	リサイクル率95%	リサイクル率95%
事務所	総排水量の削減	m ³	340	334以下 (2%減)	330以下 (3%減)	327以下 (4%減)	323以下 (5%減)
事務所	グリーン購入の促進	品目	20	20	20	20	20
現場	再生材有効活動	件数 (再生建設資材)	132	140	145	150	155
現場	化学物質の使用量及び管理の適正化	Kg	-	化学物質適正管理(SDS把握)	化学物質適正管理(SDS把握)	化学物質適正管理(SDS把握)	化学物質適正管理(SDS把握)
現場	環境配慮した現場施工	-	-	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進
現場	設計時における緑化推進の提案 (自社物件に限る)	件数	15	17	18	19	20

備考)・環境経営目標は平成28・29・30年度の実績平均値を基準とする。

・二酸化炭素排出量の購入電力排出係数は0.463kg-CO₂/kWh(九州電力(株)H30年度調整後排出係数)を用いた。

・()内は削減率を示す。

5. 環境経営計画

令和2年度 環境経営計画

1. 二酸化炭素排出量の削減			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 電気使用量の削減	寺島	1 エアコン設定温度を決め、実行する(夏28℃ 冬20℃)				
		2 使用箇所だけ点灯し、未使用箇所の消灯確認				
		3 昼休みは消灯する(電灯・パソコン等)				
		4 節電効果機器の導入				
2 ガソリン・軽油使用量の削減	秋山	1 社有車をエコカーへ切り替える				
		2 始業前点検を徹底し、故障等の対処を早めに行う				
		3 低騒音・低振動・低燃費の重機の使用				
		4 カーエアコンの適正使用(風量や温度設定に配慮)				
		5 自動車・重機によるエコ運転の推進				
3 都市ガス使用量の削減	寺島	1 トイレの手洗い、食器洗浄時の温水使用抑制				

2. 廃棄物排出量の削減			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 廃棄物排出量の削減	寺島	1 廃棄物の分別を徹底する				
		2 ミスコピーの防止・裏紙使用の促進				
		3 使用済み封筒を再利用する				
		4 詰替品利用の促進				

3. 水使用量の削減(又は水の有効活用や節水など)			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 上水使用・地下水使用量の削減	寺島	1 節水活動の推進				
		2 使用量の把握と管理を行う				

4. 地域貢献活動			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 地域貢献活動	寺島	1 始業前に周辺の清掃を行う				
		2 地域環境保全活動参加				
		3 地域防災活動に参加する。地域パトロール参加				

5. グリーン購入の促進			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 グリーン購入の促進(事務所)	寺島	1 グリーン製品の優先購入				
2 グリーン調達の促進(現場)		2 材料グリーン調達/再生材の有効活用等				

6. 化学物質の適正管理			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 化学物質の適正管理	秋山	1 使用する製品に含まれる化学物質の把握と管理				

7. 建設リサイクルの推進			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 建設リサイクルの推進	秋山	1 現場での分別を徹底し、再利用できる物を有効活用する				

8. 環境に配慮した現場施工/発注者への提案活動			スケジュール			
取組目標	責任者	活動項目	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
1 環境に配慮した現場施工	秋山	1 環境にやさしい低公害機械、器具使用の推進				
2 発注者への提案活動		2 施工内容に関する改善提案実施				

6. 環境経営目標の達成状況

・令和2年度における環境経営目標の達成状況は、以下に示すとおりである。

・設定した環境目標は、達成できている。

・四半期ごとの評価で未達成が1項目あったが今後も受注工事内容と目標達成状況の関連性を注意深く分析し、確認する必要がある。

(年度: 10月～翌年9月)

環境目標	単位	基準値		R2年度 (R2年10月～R3年9月)		目標達成率	目標達成状況
		過去3年間の実績平均値	目標	実績			
事務所	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	16,091.0	15,770	15,556.9	101.4%	○
	1. 電気使用量削減	kWh	16,048.0	15,727	13,807.0	113.9%	○
	2. ガソリン使用量削減	ℓ	3,634.0	3,561	2,880.8	123.6%	○
	3. 都市ガス使用量削減	m ³	6.3	6.17	1.70	362.9%	○
現場	二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO ₂	48,369.0	47,402	47,199.4	100.4%	○
	1. ガソリン使用量削減	ℓ	13,393.0	13,125	10,204.5	128.6%	○
	2. 軽油使用量削減	ℓ	6,624.0	6,492	5,508.9	117.8%	○
事務所	廃棄物排出量の削減	t	1.11	1.08	0.6	180.0%	○
現場	建設リサイクル推進	%	93	95	97.40	102.5%	○
+事務所 現場	総排水量の削減	m ³	340	334	169	197.6%	○
事務所	グリーン購入の促進	品目	20	20	23	115.0%	○
現場	再生材有効活動	件数 (再生建設資材)	132	140	150	107.1%	○
現場	化学物質の使用量及び管理の適正化	Kg	-	使用製品に含まれる化学物質適正管理(SDS把握等)	使用製品に含まれる化学物質適正管理(SDS把握等)	-	適正管理実施中
現場	建設リサイクル推進	-	-	現場の分別を徹底し他工事で使用できる物を有効活用	現場の分別を徹底し他工事で使用できる物を有効活用	-	有効活用実施中
現場	環境配慮した現場施工	-	-	環境配慮低公害機械、器具使用推進	環境配慮低公害機械、器具使用推進	-	低騒音・低排出車を使用中
現場	設計時における緑化推進の提案(自社物件に限る)	件数	15	18	21	116.7%	○

備考)・環境経営目標は平成28・29・30年度の実績平均値を基準とする。

・二酸化炭素排出量の購入電力排出係数は0.463kg-CO₂/kWh(九州電力(株)H30年度調整後排出係数)を用いた。

・目標達成率の算定 削減目標の場合 目標/実績 * 100

・表記区分 ○:達成 △:95%以上 ×:95%以下 -:判定不可

7. 環境経営計画の実施状況及びその評価

- ・令和2年度の環境への取組状況と今後の予定は、以下に示すとおりである。
- ・環境目標を達成した活動項目については、今後共、継続的な環境改善活動を進めていく。

環境目標項目	活動項目		活動場所	実施状況	取組結果評価及び次年度（令和元年度）取組内容
1. 二酸化炭素排出量の削減	電力	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器の不要電力OFF ・昼休み消灯 ・エアコン温度の調整 ・節電効果機器の導入 	事務所	○	(現状) ・電力について4項目掲げた取組のうち、エアコン温度の調整、昼休み消灯は実行できた。 ・都市ガスについては使用者が限定され、周知が徹底されている。 ・燃料についての取組は実行できたが、自社施工及び直営班員の増加に伴い燃料使用量削減の目標が達成できなかった。 ・令和2年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も低燃費車の購入を継続して取り組んでいきたい。
	都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの手洗い場、食器洗浄時の温水使用抑制 	事務所	○	
	燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの積極的導入 ・エコドライブ徹底 ・車両整備の実行 ・車輛運転の見直し、実行 	事務所 + 現場	○	
2. 廃棄物排出量の削減	リサイクルの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分別の徹底 ・マニフェストの管理 ・古紙回収の徹底 	事務所 + 現場	○	(現状) ・社内での分別ができ、適切に処理業者に委託してリサイクルすることができた。 ・現場では、産業廃棄物の管理または、関係法令の遵守ができた。 ・マニフェストの管理保管の徹底ができた。 (今後) ・令和2年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。
	用紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷の徹底 ・裏紙使用の促進 		○	
3. 総排水量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・庭木への散水回数の制限（通常1回/2日から1回/3日） ・水漏れ防止の点検 ・雨水の有効的活用 		事務所	○	(現状) ・節水意識が定着し、継続的な活動取組により、実行できた。 (今後) 令和2年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。 雨水の有効的活用についての取組を考える
4. グリーン購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品のグリーン購入 		事務所	○	(現状) ・事務用品に関しては、グリーン購入製品を選択するようになった。 (今後) ・令和2年度掲げた取組項目の実施は、今年度も継続して取り組んでいきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・再生建設資材調達工事 		現場	○	
5. 化学物質の使用量及び管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・SDSによる化学物質の適正管理の徹底 ・化学物質使用量、保管量の管理 		現場	○	(現状) 化学物質の適正管理は出来ている。 (今後) ・令和2年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。
6. 設計時における緑化推進の提案(自社物件に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築外構工事ご契約に対して、樹木1本進呈 ・設計における緑化の推奨 ・市町村における緑化補助金申請の提案 		現場	○	(現状) ・新築外構物件8件に対して樹木の進呈を行うことができた。 (今後) ・令和2年度掲げた取組項目の実施状況は良好な結果であったため、今年度も継続して取り組んでいきたい。 緑化推進のため幅広い工法の提案を進めていきたい。

8. 環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

- ・環境関連法規の遵守状況は以下に示すとおりであり、事業活動に当たっては該当法規を遵守することが出来た。
- ・また、関係機関等からの違反等の指摘や、外部からの訴訟等も、過去3年間ありませんでした

廃棄物処理・リサイクル関連

環境法規制等の名称/略称	適用範囲	項目	遵守事項	確認方法	遵守状況評価
廃棄物処理法	産業廃棄物	許可業者への委託	・収集・運搬・処分は、許可を受けた産業廃棄物収集・運搬業者並びに産業廃棄物処分業者に委託すること	委託契約書	○
		委託基準の遵守	・収集運搬業者及び処分業者との書面による委託契約 ・委託契約書の保管：5年間保存	委託契約書	○
		管理表の交付	・管理票の交付(発行)：廃棄物の種類ごと、運搬先ごと ・管理票の記載事項：廃棄物の種類、荷姿、最終処分を行なう所在地など	マニフェスト	○
		管理表の写しの交付	・運搬受託者が運搬を終了した時は、管理表を交付した者に当該管理表の写しを送付しなければならない。	マニフェスト	○
		管理表の写しの交付を受けるまでの期間	・交付から90日以内(運搬、処理処分)及び180日以内(最終処分に管理票の写しが返却の場合、照合確認と共日時に届け出る。	マニフェスト	○
		管理表に関する知事への定期報告	・毎年6月30日までに前年度(3月31日以前の1年間)に交付した管理票の交付状況を様式第3号により知事に提出しなければならない。	産業廃棄物処理実績報告書	○
		管理表の適切な措置	・写しの交付を受けないとき、規定する事項が記載されていない管理表や虚偽の記載のある管理表の写しを受けた場合は、適切な措置を講じなければならない。	マニフェスト	○
		管理表の保存期間	・管理票写し：5年間保存	マニフェスト	○
	処理責任	・建設工事に伴い発生する廃棄物については、元請け業者に責任を一元化。廃棄物は自ら処理するか、その処理を許可業者に委託しなければならない。	マニフェスト	○	
	廃棄物	収運基準	・積上げ高さの厳守、養生、保管場所の識別	聞き取り	○
焼却禁止		・野焼きは禁止	聞き取り	○	
建設リサイクル法	新築工事及び解体改修工事	対象建設工事の届出	・発注者への書面による計画等説明・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等・再資源化等の促進・再生資源の使用	契約書	○

化学物質関連

農薬取締法	農薬	販売の制限または禁止	・特定農薬以外の農薬(無登録)の販売禁止	伝票 帳簿	○
		帳簿の保管管理	・農薬受払帳簿を備え付け、常に販売数量・在庫数量を確認出来るようにしなければならない	農薬受払帳簿	○
		虚偽の宣伝等の禁止	・農薬の有効成分の含有量や効果について、誤認させるような宣伝を行うことを禁止している	SDS	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	業務用エアコン(圧縮機電動機定格出力：7.5kW未満)	簡易定期点検	(1)簡易点検(3か月に1回以上)を行わなければならない。 室外機：異常振動、異常運転音、油漏れ、キズの有無、熱交換器の腐食、錆など室内機：熱交換器の霜付きの有無 (2)フロン類の漏えいを発見した場合、漏えい箇所の特定及び修理をしなければならない。 (3)点検・修理やフロン類の充填・回収等に関して履歴を記録して保存しなければならない。 (4)1年間にフロン類をCO ₂ 換算値で1,000CO ₂ -ton以上漏えいした事業者は国に報告しなければならない。	点検記録 整備記録 漏えい量 報告書	○
		引渡義務費用負担	機器を破棄する際は、第1種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、破棄しなければならない。(法41条)その際、フロンの回収、再生、破壊等に必要の費用を支払わなければならない(法74条)	領収書	—

9.代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果

- ・令和3年12月25日に、エコアクション21の全体評価と見直し会議を実施しました。
- ・代表者による、評価・見直し結果は以下のとおりです。

(1)環境への取組状況について

- ・環境目標の基準値を平成28.29.30年度の実績平均値に改めた。
- ・環境経営目標の達成状況において毎年の課題であった軽油使用量削減が達成出来た。、コロナ禍で外構案件の受注減に伴い、車両の稼働が減少したことが要因であると考えられる。今後、コロナが落ちつき、施工物件が元に戻り、車両等の稼働が戻った時に目標達成出来るよう、今後も環境活動に取り組んで頂きたい。
- ・社員が環境経営方針への理解を深めへ、環境経営計画をより適切に実行していることを確認した。
- ・今後とも社員一丸となって、更なる環境意識の高揚を図り、環境負荷軽減のための取組の充実と改善を行う予定である。
- ・現場での特記もしくは顧客の要望以外は再生建設資材を積極的に利用するように周知した。

(2)見直しの必要性と今後の取組に向けて

- ・新卒新入社員を1名 入社予定しています。
- ・令和3年度内に車両1台を低燃費車に買換予定。
- ・積極的に設計時における緑化推進の提案をした。
- ・今後とも継続的な環境改善活動を進めていく。